

議案第14号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年8月27日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項の次に次のように加える。

53の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき39,000円
------	-------------------------------------	-------------------------	--------------

別表第1の54の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表80の項中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「1年以内の期間を定めて使用する仮設建築物の建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

80の2	建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物の建築許可申請手数料	1件につき183,000円
------	--	-----------------------------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。